# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年10月19日

【英訳名】 KANMONKAI Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長СЕО兼社長СОО 谷間 真

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江二丁目3番3号

【電話番号】 06(6578)0029(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 田中 正

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区北堀江二丁目3番3号

【電話番号】 06(6578)0029(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 田中 正

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,250,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払

い込むべき金額の合計額を合算した金額

593,770,000円

注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する 可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に 行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を 消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株 予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を

合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

# 1【新規発行新株予約権証券】

# (1)【募集の条件】

発行数	500個(本新株予約権1個につき28株)
発行価額の総額	3,250,000円
発行価格	本新株予約権 1 個当たり6,500円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年11月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社関門海 経営支援部
払込期日	平成23年11月7日
割当日	平成23年11月7日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 難波支店

- (注) 1 平成23年10月19日(水)開催の当社臨時取締役会の決議によるものです。
  - 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申し込みをすることとします。申込期間内に申込みがなされなかった本新株予約権については割当を受ける権利は消滅し、当該本新株予約権は失権します。申込期間内に申込みがなされなかった本新株予約権について、再募集はいたしません。
  - 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

# (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質

- 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は14,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は本新株予約権1個当たり28株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない。(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2 行使価額の修正基準(行使価額の上限及び下限)

本新株予約権の各行使請求にかかる通知(以下「本行使請求通知」という。)を当社が受領した日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の直前の金曜日(但し、当該金曜日が取引日でない場合は、当該金曜日の直前の取引日とする。また、修正日が取引日である金曜日であり、当該本行使請求通知の受領時に株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)におけるその日の売買立会が終了している場合は、当該金曜日とする。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が84,360円(以下「上限行使価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。)を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、21,090円(以下「下限行使価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回る場合には行使価額は下限行使価額とする。

なお、本届出書において、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限も含む。)には、当該日は「取引日」にはあたらないものとする。

3 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。

4 割当株式数の上限

14,000株 (発行済株式総数にかかる議決権総数に対する割合は、23.44%)

- 5 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 298,510,000円(本欄第2項に記載の本新株予約権の下限行使価額にて本新株予約 権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
- 6 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり6,500円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

新株予約権の目的となる 株式の種類 当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何らかの限定のない当社の標準となる株式である。

# 新株予約権の目的となる 株式の数

- 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、14,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は28株とする。)但し、本欄第2項乃至第4項において割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って本新株予約権の行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

- 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 割当株式の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

# 新株予約権の行使時の払 込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額又は算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の額(以下「行使価額」という。)は、当初42,180円とする。但し、本欄第2項の定めるところに従い修正され、また、本欄第3項に定めるところに従い調整されるものとする。

### 2 行使価額の修正

- (1)修正日において、当該修正日の修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額を下回る場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 本新株予約権のいずれかの行使に当たって上記第(1)号の行使価額の修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
- 3 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行 + 新発行・処分株式数×1株当たりの払込金額株式数 + 1株当たりの時価

調整後 = 調整前 行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する 定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金 額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に 付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社 の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権 の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算 出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当 ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

(調整前 調整後 調整前行使価額により 行使価額 行使価額 当該期間内に交付された株式数 株式数 = 調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額の差が1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

### (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位 を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日(但し、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本欄第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本欄第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の 調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本欄第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

# 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額

### 金593,770,000円

(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、本新株予約権行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する可能性がある。

# 新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額及び資本組 入額

1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式 1 株の発行価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

	有恤証券雇			
新株予約権の行使期間	平成23年11月8日から平成25年11月7日の期間とする。但し、別記「自己新株予約権の取			
	得の事由及び取得の条件」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、			
	当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。			
新株予約権の行使請求の	1 行使請求の受付場所			
受付場所、取次場所及び	株式会社関門海 経営支援部			
払込取扱場所	2 行使請求の取次場所			
	該当事項なし。			
	3 払込取扱場所			
	株式会社三菱東京UFJ銀行 難波支店			
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。			
自己新株予約権の取得の	1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権			
事由及び取得の条件	の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が			
	定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり6,500円の			
	価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが			
	できる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとす			
	<b>న</b> ,			
	2 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換			
	もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社			
	の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会			
	が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり6,500円			
	の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。			
新株予約権の譲渡に関す	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものする。			
る事項				
代用払込に関する事項	該当事項なし。			
組織再編成行為に伴う新	該当事項なし。			
株予約権の交付に関する				
事項				

## (注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株 予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行 使請求受付日(行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前11 時までに当該行使請求にかかる出資金総額の指定口座への入金が当社により確認された場合には、当該取引日と し、当該確認が当該取引日午前11時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。)に発生する。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求にかかる出資金総額を指定口座への振り込むものとする。
- 2 新株予約権証券の発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

- 3 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由
  - (1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「食の明るい未来実現に貢献する」という企業理念に基づき、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」という分野にとどまらず、事業分野の拡大を推進してきました。しかしながら当社グループは前連結会計年度におきまして、上場来初の営業損失、経常損失を計上しました。さらに当第2四半期連結累計会計期間においては、営業活動によるキャッシュ・フロー601百万円を計上しているものの、当第2四半期連結会計期間末の短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローを上回る状況となっております。また、当第2四半期連結会計期間において、306百万円の四半期純損失を計上した結果、198百万円の債務超過となり、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

EDINET提出書類 株式会社関門海(E03457) 有価証券届出書(組込方式)

第3四半期決算短信(平成23年10月12日開示)において、500百万円の四半期純損失を計上した結果、債務超過額は517百万円に増加されております。

上記当社現状を踏まえて、関門海グループ中期経営計画(平成23年1月12日開示)を廃止して経営体制の見直しの実施を検討する一方で、収益体質企業へと移行するとともにできる限り早期に債務超過の解消を行うべく増資を含めた資本政策を検討しておりました。そこで、本新株予約権の発行による資金調達を実施し、債務超過の回避、信用力の強化、企業価値の向上を実現していく所存であります。

当社グループ経営体制見直しと実施内容

#### 子会社の整理

主力事業である外食事業との相乗効果が薄い総菜宅配事業の譲渡。(株式会社トドクック事業譲渡 平成23年9月1日)事業譲渡益約150百万円を特別利益(平成23年7月15日開示)に計上。

#### 不採算店舗の閉鎖

当会計年度において13店舗の閉鎖。

#### コスト削減

- ・本社事務所コスト削減。
- ・役員数の削減及び報酬カット 事業譲渡、事業整理(計画)に伴う役員報酬削減。
- · 顧問料削減。

資産売却(不動産・有価証券)

- ・固定資産の譲渡 賃貸物件の譲渡。(平成23年7月25日開示)
- ・その他現在保有の固定資産売却予定
- ・有価証券売却 非上場会社 2 社株式譲渡済。上場会社株式譲渡予定。

#### その他

経営計画見直し後のグループ中期経営計画については、確定後開示を予定しております。

#### (2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の第三者割当てによる資金調達は、当社が割当予定先であるBrillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド))及びBrillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)の2つのファンドに対し、行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当ての方法により割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は14,000株となり、平成23年8月末日現在の発行済株式にかかる議決権の総数である59,720個を分母とする希薄化率は23.44%となる見込みです。このため行使による現在及び将来における発行済株式総数の増加により、当社株主様に対する1株当たりの利益の希薄化等の影響を及ぼす可能性があります。

# 本新株予約権の特徴

・本新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間

本新株予約権が当初行使価額にて行使された際に払い込まれる払込金額の総額は593,770,000円です。下記記載の行使価額の修正により行使価額が修正された場合、上記金額は増加又は減少しますが、交付される株式数は14,000株と固定されております。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

本新株予約権の行使可能期間は、平成23年11月8日から平成25年11月7日までの2年間です。

・当初の行使価額

本新株予約権の行使価額は当初42.180円(発行決議日前日の当社株式終値の95%)です。

### · 行使価額修正

本新株予約権は、当初行使価額42,180円ですが、本新株予約権の各行使請求にかかる通知を当社が受領した日である修正日の直前の金曜日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ)に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額(84,360円 当初行使価額の200%)を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額(21,090円 当初行使価額の50%)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。

株式市場における当社株式上昇・下落局面においても資金調達が可能ですが、行使価額の修正により当社調達 金額が変動する可能性があります。

### ・行使条件

行使期間中において、将来何らかの事由により一時的に資金調達の必要性が薄れた場合又は本新株予約権の発行に代わる資金調達手段が一時的に確保できた場合など、一定の期間、当社の判断により行使を制限することが可能です。

当社は、本新株予約権の行使に関して、当社取締役会の決定により、当社の一方的な判断により、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を停止することができます。当社取締役会の決定後、割当予定先に書面にて通知することにより最速で通知後翌日から本新株予約権の行使を停止することも可能であります。また、当社は、一旦行った停止指定を割当予定先に通知することにより、いつでも取り消すことができます。但し、2年間の行使請求期間のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。

当社は、本新株予約権の行使停止期間の指定を行うかどうかを検討する担当所管を社長室付で設置し、株価動向、資金需要、行使価額、株式市場環境、希薄化の状況、他の資金調達方法等を勘案して、当社が本新株予約権の行使を希望しない場合においては、本新株予約権の行使停止期間の指定を適時に行えるよう体制を整備しております。

#### 取得条項

本新株予約権には、当社の一方的な判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項が付されております。かかる取得条項により、当社は、当社取締役会の決議により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権発行価額と同額である1個当たり6,500円の価額で、割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社は、かかる条項に基づき、営業収入の飛躍的増加によるキャッシュ・フローの改善など将来何らかの事由により資金調達の必要性が恒久的に薄れた場合、又はコミットメントラインの設定等の金融機関等からの追加借入の確保など本新株予約権の発行に代わる資金調達手段が十分に確保できた場合には、残存する本新株予約権を取得する意向ですが、かかる意向については、割当予定先にもご理解を得ております。

# ・譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ、譲渡制限が付されており、 当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得 て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、買受契約上の割当予定先の地位が、譲渡人にも承 継されます。

本スキームのメリット及びデメリット

#### [メリット]

- ・株式市場における当社株式上昇・下落局面においても資金調達が可能であります。
- ・行使条件に基づき当社のコントロールにより行使の制限が可能であります。
- ・取得条項に基づき当社の一方的な判断により買入取得が可能であります。

## 〔デメリット〕

- ・株価の下落により本新株予約権の行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少します。
- ・割当予定先である2つのファンドは、純投資を目的としております。そのため下方修正された本新株予約権 行使価額に基づき発行された株式が市場にて売却された場合には市場株価の下落を招く可能性があります。

・当社の手取額は本新株予約権の行使状況、当社株価の推移等、不確定要素により変動するため、当社が予定通りの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。 当社は本スキームにおけるメリット及びデメリットを考慮したうえで、本新株予約権の発行により機動的な資金調達が可能であり、なお且つ希薄化による株価への影響をある程度抑えることが可能であると考えております。

## (3) 本新株予約権を選択した理由

当社は本新株予約権による資金調達を行うにあたり、多種にわたる資金調達方法を検討してまいりましたが、次の理由により第三者割当ての方法による新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

金融機関からの借入及び社債発行については、現在当社の債務超過という状況及び金融機関との債務返済計画に関して協議中であるという状況を考慮すると断念せざるを得ないこと。なお、金融機関に対しては債務 超過回避と資本性の資金調達計画を提出し、今後債務返済の計画を協議していく予定です。

株主割当て・公募増資についても、当社の現状況の問題、加えて今年3月に発生した東北地方太平洋沖地震により生じた原発問題や電力不足問題等の影響で日本経済全体や企業業績に陰りが見える状況であること、直近の欧米の財政不安や景気減速懸念による世界同時株安等の局面であることを考慮すると、調達資金を確保できるかどうかにおいて当社の意向が反映されず不確実であること。

新株予約権は、第三者割当てによる新株式発行と比べて一気に希薄化が進むことが抑制されること及び発行後において、当社の資金需要と株式市場における当社株価を考慮し、一気に希薄化が進むことがないよう行使条件により当社のコントロール抑制が可能であるため、既存の株主様への影響が緩和されること。

行使価額修正条項付き新株予約権のため、株価が下落した場合においても割当予定先が行使できる可能性が 高く、当社の資金調達が可能であること。また、株価が上昇した場合は資金調達額が増加することとなること。

上記理由をもって、当社の資金調達ニーズと資金調達可能性及び既存株主様への利益に過度な影響が及ばない形での資金調達方法であると考えております。よって、本スキームによる資金調達方法が現時点において最良の方法であると判断し、採用することに決定しました。

4 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

### (1)制限超過行使の制限

当社と割当予定先であるBrillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき本新株予約権の行使が制限されるよう当社と割当予定先との間で締結する予定の買受契約で定めることで合意しております。具体的には、買受契約締結日以降、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第410条に定義されたMSCB等に係る新株予約権等を発行した場合、当社は当該新株予約権等を保有する者に対し、いずれの暦月においても、当該暦月において当該新株予約権等の行使により交付されることになる当社株式の数の合計が、上場株式数の10%を超えることとなる当該新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という)を行わせないものとし、割当予定先が本新株予約権を行使するにおいても、当該行使が制限超過行使となる本新株予約権の行使をすることができないとする旨の規定等を定めることとしております。

## (2) 行使停止期間の指定

当社と割当予定先であるBrillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)は、当社が、本新株予約権の行使に関して、当社取締役会の決定により、当社の一方的な判断により、当社の指定する期間 (行使請求期間のうち最後の1ヶ月間を除く)、本新株予約権の行使を停止することができる旨、当社が一旦行った停止指定を割当予定先に通知することによりいつでも取り消すことができる旨をそれぞれ当社と割当予定先との間で締結する予定の買受契約で定めることで合意しております。

5 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社と割当予定先であるBrillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)は、本新株予約権の行使によって取得する当社 普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う当社普通株式の売却等以外の目的により当社普通株式の借株を行わない旨をそれぞれ当社と割当予定先との間で締結する予定の買受契約で定めることで合意しております。

6 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの 内容

当社と割当予定先であるBrillance Hedge Fund (プリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrillance Multi Strategy Fund (プリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)は、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正含む)第1条第1項第31号に規定される当社の特別利害関係者と割当予定先と

EDINET提出書類 株式会社関門海(E03457) 有価証券届出書(組込方式)

の間で、買受契約の締結に起因又は関連して、空売りを目的とした当社普通株式の貸借契約を行わない旨をそれぞれ当社と割当予定先との間で締結する予定の買受契約で定めることで合意しております。

7 その他投資者の保護を図るため必要な事項該当事項なし

# (3)【新株予約権証券の引受】 該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使涂】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
593,770,000	40,000,000	553,770,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(3,250,000円)に、本新株予約権が全て行使され、それらの行使 価額の平均が当初行使価額である42,180円とした場合の本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(590,520,000円)を合算した金額であります。
  - 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
  - 3 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
  - 4 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザリーフィーとして、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「東京フィナンシャル」といいます。)に対して29百万円(本新株予約権の行使が行われて実際に払込みを受けた後、3営業日以内に支払う報酬金額の合計であります。)、有価証券届出書等開示資料作成費用として2百万円、価値算定費用及び調査費用として4百万円、弁護士費用として4百万円、その他諸費用として1百万円であります。

## (2)【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた手取概算額は、上記(1)に記載のとおり 553,770,000円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の 行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、上記差引手取概算額 の合計額553,770,000円については、現時点で下記のとおり充当する予定でありますが、具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
; 雷転姿令	040.770	平成23年11月
運転資金 - 在庫確保資金(大量仕入費用)	313,770	平成25年10月
不採算事業スクラップ費用	150,000	
内訳		
1 . 当社店舗閉鎖に伴う費用	50,000	平成23年11月
2 . 当社子会社である株式会社トドクックにおける事業譲渡に伴 う費用	90,000	~ 平成24年 3 月
3 . 当社子会社である株式会社富士水産における養殖事業の撤退 に伴う費用	10,000	
店舗改装費用	90,000	
内訳		平成24年 2 月
1 . 美装化、導線変更、販売商品等の見直し費用	50,000	~ 平成24年 3 月
2 . 販売管理システム導入費用	40,000	
合計	553,770	-

- (注) 1.調達した資金については、順次上述の使途に充当する計画ですが、支出までの期間、当社の取引銀行の預金口座で保管する予定です。
  - 2. 使途 の在庫確保資金(大量仕入費用)につきましては、本来、営業キャッシュ・フローで得られる資金を充当する性質の資金でありますが、新規の借入が困難な状態において、手元現預金から在庫を確保する必要性があります。 支出予定時期である平成23年11月頃より、当社は在庫確保、単価変動リスクの回避を目的として大量に在庫を仕入れる在庫確保資金(大量仕入費用)に充当する予定です。
  - 3. 使途 の不採算事業スクラップ費用につきましては、当社の不採算店舗閉鎖に伴う固定資産の原状回復費用及び廃棄費用並びに契約解除に伴う違約金支払として50百万円、当社連結子会社である株式会社トドクックの全事業を譲渡したことに伴うアドバイザリーフィーの支払、事業譲渡の対象とならなかった固定資産及びたな卸資産の廃棄費用、不必要となった営業所の原状回復費用及び契約解除に伴う違約金支払として90百万円、当社連結子会社である株式会社富士水産の養殖事業撤退に伴う固定資産及びたな卸資産の廃棄費用として10百万円を充当する予定です。
  - 4.使途 の店舗改装費用につきましては、美装化、導線変更、販売商品等の見直し費用として50百万円、販売管理システム導入費用として40百万円を充当する予定です。
  - 5 . 本新株予約権の行使状況により当初予定通り資金調達ができなかった場合には、本新株予約権の行使により調達した資金は、後記(注)6に記載の順位で支払に充当後、本新株予約権の取得条項に基づき速やかに残存する本新株予約権を取得したうえで、これを消却し、他の資金調達方法を実施する予定です。当社は、本新株予約権の発行後も引き続き、営業収入の増加によるキャッシュ・フローの改善に全力を尽くすと共に、コミットメントラインの設定等の金融機関等からの追加借入の確保など、本新株予約権の発行に代わる資金調達手段を確保するべく複数の金融機関や投資家等と新たなファイナンスの実施に向けた交渉を継続して参ります。特に、コミットメントラインの設定等の金融機関等からの間接金融取引の正常化のためには、既存借入のリスケジューリングが必要不可欠であり、まずは、既存借入の借入先である金融機関等とのリスケジューリング交渉に注力して参ります。
  - 6. 資金使途の優先順位は、支払期限の到来の先後を基準とします。使途 のいずれかに該当する異なる資金使途の複数の支払が必要となった場合、各支払の支払期限が到来する順に支払を行います。同一の資金使途における複数の支払が必要となった場合には、各支払の支払期限が到来する順に支払を行います。支払期限を遅延した場合、かかる支払遅延に起因する契約解除、損害賠償請求などの法的責任を負うこととなるからです。但し、個別の支払について、支払先の同意を得て法的責任を負うことなく支払の猶予が認められる場合には、支払を遅らせる場合があります。当社は、可能な限り、支払の猶予が得られるよう努めて参りますが、支払先の同意が必要であるため、必ずしも

EDINET提出書類 株式会社関門海(E03457) 有価証券届出書(組込方式)

支払の猶予が得られるとは限りません。その場合には、原則どおり、支払期限が到来した順に支払を行います。

# 第2【売出要項】

該当事項なし

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

# 1【割当予定先の状況】

	名称	Brillance Hedge Fund (プリランス・ヘッジ・ファンド)			
	所在地	Landmark Sq	uare, 3rd l	Floor, 64 Earth Close,P.O.Box (Y1-1203, Cayman, Islands	
		国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。			
		名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・イ ンベストメント株式会社		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名	所在地	東京都文原	TELLONG TO	
	及び連絡先	代表者の役 職	代表取締役	设 山村 清	
		事業内容	経営コンサ	ナルタント業	
		資本金	10,000,00	0円	
	出資額	1,000,000,0	00円		
	組成目的	純投資			
a . 割当予定 先の概要	主たる出資者及びその出資比率	Pte.Ltd. (こ Managing Di 高広)をはし います。なは います。ない Management メン 山資 出者 で 、資旨の で 、 は も の の の の の の の の の の の の の の の の の の	投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management te.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)の anaging Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田高広)をはじめとする日本人を含む富裕層から出資されています。なお、投資一任勘定委託先であるBrillance Capital anagement Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント) Managing Director Takahiro Yamada氏(代表取締みント) Managing Director Takahiro Yamada氏(代表取締みント) Managing Director Takahiro Yamada氏(代表取締みント) Managing Director Takahiro Yamada氏(代表取締みいた) Managing Director Takahiro Yamada氏(代表取締みの) Managing Director Takahiro Yamada氏(代表取締みの) Management Pte Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント) Management Pte Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント) Management Pte Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント) Management Pte Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージスージを開発を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		
		名称	Brillance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)		
		本店の所在 地	8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424		
			名称	アルテミス・コンサルティング・ アンド・インベストメント株式会 社	
		国内の主たる事務所の責任者の氏	所在地	東京都文京区小石川一丁目17番 1-B1801号	
	業務執行組合員等(投資一任勘定委 託先)に関する事項	名及び連絡	代表者の 役職	代表取締役 山村 清	
			事業内容	経営コンサルタント業	
			資本金	10,000,000円	
		代表者の役 職及び氏名		Director Takahiro Yamada 帝役 山田 高広)	
		資本金	21,500,00	0円(平成22年9月末現在)	
		事業の内容	投資顧問對	É	
		主たる出資 者及びその 出資比率	Takahiro 100.0%	Yamada(山田 高広)	

	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。
b . 提出者と 割当予定	山貝ぼが	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
先との間 の関係	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は耳	又引関係	該当事項はありません。

- (注) 1.割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。
  - 2 . 割当予定先のファンドを運用しているのは、Brillance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント) (本拠地:シンガポール)であります。
  - 3.割当予定先のファンドの組成日は平成21年3月1日であります。
  - 4. なお、割当予定先の出資者につきましては、出資金および既存の出資者の管理などのアドミニストレーションサー ビスを委託しているATC Fund Services(Hong Kong)Limited. (エーティーシー・ファンド・サービス) (3713, The Center,99 Queen's Road central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳))に確認をとること を試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認はできませんでした。しかしながら、出資希 望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会的勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問 題の無い出資希望者との面談をBrillance Capital Management Pte. Ltd.(ブリランス・キャピタル・マネージ メント) Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)氏が行った上で、最終的に出資者を決定 していること、以上の出資選定プロセス、また、割当予定先、当該割当予定先の投資一任勘定委託先、割当予定先の出 資者に関して、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が当該割当予定先 の投資ー任勘定委託先の運営又は経営に関与している事実、割当予定先の出資者が資金提供その他の行為を行うこ とを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び割当予定先の出資者が意図して暴力団と交 流をもっている事実がない旨、投資一任勘定委託先のManaging Director Takahiro Yamada(代表取締役 山田 高 広)氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。また、上 記とは別に各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の投資一任勘定委託先の役 員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式 会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川 一枝)(以下「トクチョー」といいま す。) に調査を依頼しました。なお、トクチョーは東京フィナンシャルの紹介によるものです。当社は、トクチョーに 対し、その調査方法について開示を求めたところ、独自ルートでの調査によっており、守秘義務上開示できないと回 答されたため、具体的な調査方法については認識しておりませんが、その調査結果として、当該割当予定先及び当該 割当予定先の投資一任勘定委託先の役員2名についても反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されてい ないため、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告を受けております。

		Brillance Multi Strategy Fund				
	名称	(ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)				
	所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close,P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands				
			国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下 のとおりです。			
		名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・イ ンベストメント株式会社			
	国内の主たる事務所の責任者の氏名	所在地	東京都文原	京区小石川一丁目17番1-B1801号		
	及び連絡先	代表者の役 職	代表取締役	设 山村 清		
		事業内容	経営コンサ	ナルタント業		
		資本金	10,000,00	0円		
	出資額	500,000,000	円			
	組成目的	純投資				
a . 割当予定	主たる出資者及びその出資比率	日本人を含む富裕層から出資されています。なお、10%以上の出資者はおらず、出資総数は12名です。 出資者については、出資者全員から出資者、出資比率を開示する旨の承諾を得られていないことから開示ができず、投資 一任勘定委託先は運用に関する権限はありますが、出資者に 関する情報の開示権限は有しておらず開示することができません。				
先の概要   		名称	Brillance Capital Management Pte.Ltd. (プリランス・キャピタル・マネージメント)			
		本店の所在 地	8 CROSS STREET, #11-00 PWC BUILDING SINGAPORE 048424			
			名称	アルテミス・コンサルティング・ アンド・インベストメント株式会 社		
		国内の主た る事務所の 責任者の氏	所在地	東京都文京区小石川一丁目17番 1-B1801号		
	業務執行組合員等(投資一任勘定委 託先)に関する事項	負はものに   名及び連絡   先	代表者の 役職	代表取締役 山村 清		
			事業内容	経営コンサルタント業		
			資本金	10,000,000円		
		代表者の役 職及び氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)			
		資本金	21,500,000円(平成22年9月末現在)			
		事業の内容	投資顧問業	Ę		
		主たる出資 者及びその 出資比率	Takahiro 100.0%	Yamada(山田 高広)		

b . 提出者と 割当予定	山次門に	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。	
	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。	
先との間 の関係	人事関係		該当事項はありません。	
	資金関係		該当事項はありません。	
	技術又は耳	又引関係	該当事項はありません。	

- (注)1.割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。
  - 2 . 割当予定先のファンドを運用しているのは、Brillance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント) (本拠地:シンガポール)であります。
  - 3.割当予定先のファンドの組成日は平成22年5月1日であります。
  - 4. なお、割当予定先の出資者につきましては、出資金および既存の出資者の管理などのアドミニストレーションサー ビスを委託しているATC Fund Services(Hong Kong)Limited.(エーティーシー・ファンド・サービス)(3713, The Center,99 Queen's Road central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳) )に確認をとること を試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認はできませんでした。しかしながら、出資希 望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会的勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問 題の無い出資希望者との面談をBrillance Capital Management Pte. Ltd.(ブリランス・キャピタル・マネージ メント) Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)氏が行った上で、最終的に出資者を決定 していること、以上の出資選定プロセス、また、割当予定先、当該割当予定先の投資一任勘定委託先、割当予定先の出 資者に関して、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が当該割当予定先 の投資ー任勘定委託先の運営又は経営に関与している事実、割当予定先の出資者が資金提供その他の行為を行うこ とを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び割当予定先の出資者が意図して暴力団と交 流をもっている事実がない旨、投資一任勘定委託先のManaging Director Takahiro Yamada(代表取締役 山田 高 広)氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。また、上 記とは別に各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の投資一任勘定委託先の役 員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関であるトク チョーに調査を依頼しました。なお、トクチョーは東京フィナンシャルの紹介によるものです。当社は、トクチョー に対し、その調査方法について開示を求めたところ、独自ルートでの調査によっており、守秘義務上開示できないと 回答されたため、具体的な調査方法については認識しておりませんが、その調査結果として、当該割当予定先及び当 該割当予定先の投資一任勘定委託先の役員2名についても反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されて いないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告を受けております。

### c . 割当予定先の選定理由

当社グループは、「食の明るい未来実現に貢献する」という企業理念に基づき、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」という分野にとどまらず、事業分野の拡大を推進してきました。しかしながら、前述のとおり、当社グループは前連結会計年度におきまして、上場来初の営業損失、経常損失を計上し、当第2四半期連結会計期間においては債務超過となり、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

こうした当社現状を踏まえて経営体制の見直しの実施を検討する一方で、収益体質企業へと移行するとともにできる限り早期に債務超過の解消を行うべく増資を含めた資本政策を検討することを目的とし、当社は、財務アドバイザーとして豊富な実績を有する東京フィナンシャルとの間で財務アドバイザリー契約を新規に締結し(契約締結日平成23年9月1日)、東京フィナンシャルからアドバイスを得て、資金調達の実施、債務超過の回避、信用力の強化、企業価値の向上を模索しておりますが、第三者割当増資による資本増強と財務基盤強化は、東京フィナンシャルの助言に基づく施策の一環であります。

当社は、東京フィナンシャルの助言を得て第三者割当による資本増強と財務基盤強化が不可欠であると認識するに至り、東京フィナンシャルが有する豊富な人脈や金融ネットワークを通じて、かかる第三者割当の割当予定先候補として複数の投資家をご紹介いただくこととしましたが、かかる第三者割当増資にあたっては、機動的な資金調達が行われること、支配株主の異動が生じないことが最重要課題であると考えております。そこで、当社は、今回の第三者割当増資の割当予定先の選定基準として、機動的な資金調達が可能な潤沢な資金を有するか又は同様の投資についての実績があること、当社の今後の経営方針及び資金需要等に理解を示すこと、当社の経営に介入したり、当社の支配株主となるなど当社の経営に関心を有しておらず、当社が経営の独立性を維持することを許容すること、の3点を掲げ、これらの基準を満たす投資家を東京フィナンシャルから紹介を受け、当社としても、東京フィナンシャルからの紹介先が上記の3点の選定基準を

EDINET提出書類 株式会社関門海(E03457) 有価証券届出書(組込方式)

満たすかどうかについて検討しつつ、複数の投資家と協議してきました。その中で、当該割当予定先は、日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、先行案件では、払込、新株予約権の行使を確実に行っていて信頼感があるうえ、ファイナンシャルインベスターという立場で、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを表明しており、上記

乃至 の割当予定先の選定基準の全てを満たし、当社が経営の独立性を維持したままで資金調達が可能であることから、当該割当予定先を今回の第三者割当増資の割当予定先の候補とし、当該割当予定先に条件の提示を求めたところ、それまでに東京フィナンシャルから紹介を受けた他の投資家から提示された条件と比較して、当該割当予定先から提示された条件が当社及び当社既存株主の皆様にとっても最も有利な内容であると判断し当該割当予定先を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先を2つのファンドに分けた理由は、ファンド側のリスクヘッジのための要請があったからであり、割当予定先の分散投資によるリスク軽減の意向を尊重したものであります。なお、各割当予定先はそれぞれ独立したファンドとして個別に出資者を募り、資金運用を行っております。

# Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)

本ファンドは平成21年3月に組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。

また、投資対象は日本を中心とした上場企業としており、日本においても上場企業の新株予約権等の引受で実績があります。

なお、Brillance Capital Management Pte. Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは当社も含め日本の上場企業の新株予約権等の引受の実績があり、払込も確実に行っている先であるため、 割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、本新株予約権の行使を当社の判断で制限できる行使条件、本新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)より、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を書面にて得ております。

当社が依頼した第三者調査機関であるトクチョーの調査結果からも、本ファンドが反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告を受けております。

## <u>Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)</u>

本ファンドは平成22年5月に組成されており、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではありません。本ファンドは日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。

また、投資対象は日本を中心とした上場企業としており、日本においても上場企業の新株予約権等の引受で実績があります。

なお、Brillance Capital Management Pte. Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)は、本拠地はシンガポールにありますが、邦人が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは当社も含め日本の上場企業の新株予約権等の引受の実績があり、払込も確実に行っている先であるため、割当先としての信頼感が高いことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、本新株予約権の行使を当社の判断で制限できる行使条件、本新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)より、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を書面にて得ております。

当社が依頼した第三者調査機関であるトクチョーの調査結果からも、本ファンドが反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告を受けております。

## d . 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 14,000株

Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド) 7,000株 Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) 7,000株

#### e . 株券等の保有方針

割当予定先であるBrillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte. Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)のManaging Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)氏から経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨確認しております。なお、割当予定先の投資有価証券の処分等の運用を行うファンドマネージャーは、日本の上場企業への投資実績を有する経験豊富な者が担当しており、毎取引日において市場動向や株価等を注視し、上記方針に則った当ファンドの投資有価証券の処分や運用を行う体制が整備されているとのことです。

また、当社と割当予定先であるBrillance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrillance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき本新株予約権の行使が制限されるよう買受契約で定めることで合意しております。具体的には、買受契約締結日以降、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第410条に定義されたMSCB等に係る新株予約権等を発行した場合、当社は当該新株予約権等を保有する者に対し、いずれの暦月においても、当該暦月において当該新株予約権等の行使により交付されることになる当社株式の数の合計が、上場株式数の10%を超えることとなる当該新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という)を行わせないものとし、割当予定先が本新株予約権を行使するにおいても、当該行使が制限超過行使となる本新株予約権の行使をすることができないとする旨の規定等を定めることとしております。

## f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先の払込みに要する資金等の存在につきまして、いずれも本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、Standard Chartered Bank (スタンダードチャータード銀行本店英国ロンドン)における割当予定先銀行口座の残高確認書類を取得しております。当社が取得した割当予定先銀行口座の残高確認書において確認された割当予定先銀行口座の残高の合計額が、本新株予約権の払込金額 (3,250,000円) は充足しているものの、払込金額 (593,770,000円) の総額に一部不足している事実はありましたが、割当予定先は大阪証券取引所JASDAQ市場に株式を上場する上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債を総額1.4億円有しているところ、その償還期限 (平成24年10月19日) が本新株予約権の行使期間が満了するまでに到来するため、本新株予約権の行使期間が満了するまでに償還を受けるか、あるいは、転換することにより交付を受ける当該上場会社の株式の処分により、当該新株予約権付社債が換金されることが確実であり、これを以て本新株予約権の行使の際の払込金額に充当することもできることから、本新株予約権の払込金額の払込のみならず、本新株予約権の行使が実施されることに支障はない及び資金残高として十分であると当社は判断しております。また、本新株予約権の払込金額 (3,250,000円) について各割当予定先より払込期日までに払い込むことの確約をいただいており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

## g . 割当予定先の実態

割当予定先におきましては、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有してないことを示す確認書の提出を受け、当該割当予定先の役員又は議決権を持つ全ての関係者に暴力団、暴力団員又はそれに準ずる者である事実はないことを確認しております。

また、上記とは別に各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の投資一任勘定委託先の 役員2名が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関であるトク チョーに調査を依頼しました。

当社は、トクチョーに対し、その調査方法について開示を求めたところ、独自ルートでの調査によっており、守秘義務上開示できないと回答されたため、具体的な調査方法については認識しておりませんが、その調査結果として、各割当予定先及び各割当予定先の投資一任勘定委託先の役員2名についても反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告を受けております。

上記のとおり、割当予定先及び投資一任勘定委託先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨確認書を取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役の承認を要するものとします。

# 3【発行条件に関する事項】

## (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の払込金額は、第三者評価機関(エースターコンサルティング株式会社 東京都渋谷区恵比寿 代表取締役 山本 剛史)(以下「エースターコンサルティング」といいます。)による評価書の算定結果を踏まえ、算定された本新 株予約権の公正価値評価額(6,454.028円)を上回る金額の1個当たり6,500円に決定しました。なお、第三者機関の選定 につきましては、当社財務アドバイザーである東京フィナンシャルから算定機関としてエースターコンサルティングの紹介を受けました。他の算定機関、公認会計士事務所等と比較検討し、エースターコンサルティングは、他の上場会社の算定 実績等があること及び低価格での算定が可能であることから、エースターコンサルティングを算定機関として選定しました。

前記のとおり、本新株予約権の行使価額は、割当予定先とも協議の結果、当初は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日(平成23年10月19日)の直前取引日(平成23年10月18日)の取引所マザーズにおける普通取引の終値44,400円の95%に相当する金額(42,180円)とし、その後は、本新株予約権の各行使請求にかかる通知を当社が受領した日である修正日において、当該修正日の直前の金曜日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額(但し、修正日にかかる修正後の行使価額が上限行使価額(当初84,360円)を上回ることとなる場合には上限行使価額とし、下限行使価額(当初21,090円)を下回る場合には行使価額は下限行使価額とする。)に修正されることといたしましたが、かかる本新株予約権の行使価額その他の本新株予約権の発行条件のみならず、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の買受契約に定められた諸条件を前提として、当社は、本新株予約権の払込金額の決定にあたり、エースターコンサルティングに対して、本新株予約権の公正な価値の算定を依頼しております。なお、エースターコンサルティングは、本新株予約権の公正価値評価額の算定の依頼を除き、当社との間で、如何なる人的関係、資金関係、技術又は取引関係もなく、また、エースターコンサルティングから確認したところでは、割当予定先との間で、割当予定先が引き受けた別の第三者割当増資にかかる新株予約権の価格算定を行った実績はあるものの、人的及び資本的に独立しており、当社及び割当予定先から独立した第三者的立場にあるため、当社はその評価の公正性及び中立性が担保されていると判断しております。

エースターコンサルティングは、本新株予約権が任意取得条項等を含むことを考慮し、リスク中立測度下での株価過程シミュレーションモデルによりペイオフの期待値をオプション料とするモンテカルロ・シミュレーションを採用し、平成23年10月18日を評価日として、本新株予約権の行使価額や行使期間に基づき、株価、ボラティリティ、無リスク金利、配当率など評価日現在における合理的な予測と判断により仮定をおき、これらを用いて最も合理的と考えられる評価方法によって本新株予約権1個当たりの公正価値評価額を6,454.028円と算定しております。

エースターコンサルティングによる算定は、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企 業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じており、また、エースターコ ンサルティングが算定手法として採用したモンテカルロ・シミュレーションは、リスク中立測度のもとで株価経路を複数 回発生させ、その株価経路に依存して算出されるペイオフの平均値をとり、それをオプション価格とするものであり、ファ イナンス分野においてオプション価格を算出する手法として確立されているものであると同時に、上記の適用指針第5項 の要件を満たした手法でもあります。当社がエースターコンサルティングに対して行った質問回答による限り、かかる手 法による評価において利用されている変数(算定基準日の当社株価、権利行使価額、ボラティリティ、権利行使期間、無リ スク金利及び配当率)の設定、本新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の買受契約 に定められた諸条件の取捨選択(制限超過行使制限条項及び当社の任意取得条項は加味されている一方で、当社の行使停 止期間指定条項は加味されておりません)、本新株予約権による資金調達よりも代替資金調達コストが安価となれば、当 社が株主価値の最大化のために任意取得条項を発動することが合理的であるとして当社の株価がその時点で修正された と仮定した場合の行使価額に代替資金調達コストである60.6%(信用スプレッド57.12%を含む)を加えた額を超過した 場合には当社が任意取得条項を発動するものとする当社の任意取得条項の発動タイミングの仮定、本新株予約権の行使に より取得した当社株式を1営業日あたり5株(最近2年間の日次売買高の中央値である46株の10%小数点第一位を切上 げ)ずつ売却できるとする当社株式の流動性についての仮定、その他算定評価の過程において恣意を窺わせる特段の事情 が認められないことから、当社は、エースターコンサルティングの算定評価結果は合理的なものであると判断しておりま す。

当社は、新株予約権の有利発行該当性の基準について、各割当予定先から独立した法律事務所である日比谷パーク法律事務所から、新株予約権の発行において有利発行が問題となった裁判例に照らすと、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当

すると解されること、この場合における「新株予約権の公正な価値」は、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価 変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価 額)をいうと解されるという助言を得て、発行時点における「新株予約権の公正な価値」、即ち、現在の株価、権利行使価 額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における 価額(オプション価額)と、取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則と して、有利発行に該当すると考えるべきであり、これを以て、有利発行該当性の基準とするべきと考えるに至り、本新株予 約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額かどうかという本新株予約権の有利発行該当性についても、かかる基準を 以て判断しております。即ち、当社は、かかる基準を以て、本新株予約権の払込金額が、当社が合理的であると判断するエー スターコンサルティングの算定評価による本新株予約権1個当たりの公正価値評価額(6,454.028円)を上回る金額の1 個当たり6,500円であることから、当社は、割当予定先に特に有利な価額ではなく、有利発行には該当しないものと判断し ております。このような判断の過程を経て、当社取締役会において、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を 行い、取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。なお、当社監査役3名全員(社外監査役2 名)から、本新株予約権の払込金額は、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行に は該当せず適法である旨の意見をいただいております。なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載さ れた事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発 行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を 大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」 が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株 予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価 を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングを起用して取得した算定評価に 基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることか ら、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は14,000株となり、平成23年8月末日現在の発行済株式にかかる議決権の総数である59,720個を分母とする希薄化率23.44%となる見込みです。

当社グループは、「食の明るい未来実現に貢献する」という企業理念に基づき、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」という分野にとどまらず、事業分野の拡大を推進してきましたが、前述のとおり、当社グループは前連結会計年度におきまして、 上場来初の営業損失、経常損失を計上し、当第2四半期連結会計期間においては債務超過となり、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

こうした当社現状を踏まえて経営体制の見直しの実施を検討する一方で、収益体質企業へと移行するとともにできる限り早期に債務超過の解消を行う必要があることから、当社は、債務超過の早期解消を実現する手段として資本増強と財務基盤強化が急務且つ必須の課題となっております。

そもそも、金融機関からの借入などの間接金融による資金調達では上記の課題をクリアできないところ、当社の現在の財務状況を鑑みると、公募増資は現実的な選択肢として取り得ない状況であることから、当社には、第三者割当増資しか選択肢が存在しないと言わざるを得ませんが、本新株予約権の発行は、第三者割当増資の実行時において大規模な希薄化が一気に進行する新株発行と比較して、希薄化の進行が漸次的に生ずるため、既存株主への影響が比較的小さいといえます。しかも、当社と割当予定先は、当社と割当予定先との間で締結する予定の買受契約で取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき本新株予約権の行使が制限される旨(具体的には、買受契約締結日以降、当社は、取引所の定める有価証券上場規程第410条に定義されたMSCB等に係る新株予約権等を発行した場合、当社は当該新株予約権等を保有する者に対し、いずれの暦月においても、制限超過行使を行わせないものとし、割当予定先が本新株予約権を行使するにおいても、当該行使が制限超過行使となる本新株予約権の行使をすることができないとする旨の規定)定めることで合意しているほか、当社が、本新株予約権の行使に関して、当社取締役会の決定により、当社の一方的な判断により、当社の指定する期間(行使請求期間のうち最後の1ヶ月間を除く)、本新株予約権の行使を停止することができる旨定めることで合意しており、本新株予約権は、これらの定めによる急激な希薄化の進行が制限されるよう配慮がなされております。

こうした配慮がなされていることを併せ鑑み、当社は、本新株予約権の発行に伴う希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付しておりますが、当社は、かかる条項に基づき、営業収入の飛躍的増加によるキャッシュ・フローの改善など将来何らかの事由により資金調達の必要性が恒久的に薄れた場合、又はコミットメントラインの設定等の金融機関等からの追加借入の確保など本新株予約権の発行に代わる資金調達手段が十分に確保できた場合には、残存する本新株予約権を取得する意向ですが、かかる意向については、割当予定先にもご理解を得ており、これにより、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

# 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本書提出日現在の当社の発行済株式総数62,740株(議決権の総数は59,720個)であります。本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式14,000株に係る議決権の個数は14,000個となり、現在の当社の発行済株式総数に対する割合は23.44%となり、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当には該当いたしません。

# 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 の割合(%)
株式会社ヤタガラスホー ルディングス	大阪市西区北堀江二丁目 3番3号	24,048	40.27	24,048	32.62
Brillance Hedge Fund (プリランス・ヘッジ・ ファンド)	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close,P. O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	1	-	7,000	9.50
Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ ストラテジー・ファン ド)	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close,P. O.Box30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	1	-	7,000	9.50
財務大臣	さいたま市中央区新都心 1番1号	5,417	9.07	5,417	7.35
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20番1号	5,102	8.54	5,102	6.92
田原 久美子	大阪市中央区	558	0.93	558	0.76
淺野 省三	大阪府茨木市	418	0.70	418	0.57
八藤 眞	東京都台東区	400	0.67	400	0.54
SMBC日興証券株式会 社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	389	0.65	389	0.53
関門海福株会 (当社従業員持株会)	大阪市西区北堀江二丁目 3番3号	259	0.43	259	0.35
山元 正	奈良県葛城市	240	0.40	240	0.33
山形 圭史	大阪府羽曳野市	220	0.37	220	0.30
	計	37,051	62.04	51,051	69.25

- (注)1.所有株式数につきましては、平成23年5月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。
  - 2. 当社は自己株式3,020株(所有割合4.81%)を保有しておりますが、大株主の状況には含めておりません。
  - 3. 直近日現在(平成23年10月18日)の発行済株式総数は62,740株であります。なお直近日現在の発行済株式にかかる 議決権の総数は59,720個であります。
  - 4.総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入しております。
  - 5.今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

EDINET提出書類 株式会社関門海(E03457) 有価証券届出書(組込方式)

- 6【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

# 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

# 第二部【公開買付けに関する情報】

# 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

# 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

# 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

# 第三部【追完情報】

# 1.資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期事業年度)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成23年10月19日)までの間に、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の行使により次のとおり資本金が増加しております。

平成23年2月25日現在の資本金	増加額	平成23年10月19日現在の資本金
324,060千円	125千円	324,185千円

#### 2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成23年10月19日)までの間において下記の変更がありました。

なお、変更又は追加個所はを付して表示しております。

また、「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日において判断した事項であります。

## (10) 第三者割当による新株予約権の発行について

平成23年10月19日開催の取締役会において、今後の事業活動に必要な資金調達を第三者割当による新株予約権の発行に て行うことを決議しました。当該新株予約権の全てが行使された場合に発行される新株式14,000株は発行済株式総数の 23.44%を占めております。これら新株予約権の行使がなされた場合には、当社グループの株式価値の希薄化による影響を 受ける可能性があります。

## 3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出(平成23年2月25日)以降、本有価証券届出書提出(平成23年10月19日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成23年3月1日提出臨時報告書]

### (1)提出理由

平成23年2月25日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## (2) 報告内容

- a . 当該株主総会が開催された年月日
  - 平成23年2月25日
- b. 当該決議事項の内容

議案 取締役7名選任の件

取締役として、谷間真、田中正、山元正、大村美智也、本多正嗣、岩本昌志、原真理を選任する。

c. 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 ならびに当該決議の結果

決議事項 取締役7名選任の件	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
谷間 真	37,284	164	0		可決 (97.24%)
田中 正	37,276	172	0		可決 (97.22%)
山元 正	37,294	154	0		可決 (97.26%)
大村 美智也	37,284	164	0	(注)	可決(97.24%)
本多 正嗣	37,284	164	0		可決 (97.24%)
岩本 昌志	37,281	167	0		可決 (97.23%)
原 真理	37,272	176	0		可決(97.21%)

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
  - d.議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## [平成23年4月12日提出臨時報告書]

#### (1)提出理由

当社の連結会社の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出するものであります。

# (2) 報告内容

- a . 当該事象の発生年月日
  - 平成23年4月12日(取締役会決議日)
- b . 当該事象の内容

当社連結子会社の株式会社だいもんにおいて、収益力の向上を図ることを目的に、不採算店舗の閉鎖を行うこととし、これにかかる原状回復費用等を店舗閉鎖損失として特別損失に計上いたします。

c . 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、平成23年11月期第1四半期の連結決算において、36,015千円を店舗閉鎖損失として特別損失に計上いたします。

# [平成23年5月10日提出臨時報告書]

### (1)提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づき提出するものであります。

### (2) 報告内容

a. 当該事象の発生年月日 平成23年5月10日(取締役会決議日)

# b. 当該事象の内容

店舗閉鎖損失

当社運営店舗15店舗において、収益力の向上を図ることを目的に、不採算店舗の閉鎖を行うこととし、これにかかる 固定資産除却損や原状回復費用等を店舗閉鎖損失として、個別財務諸表及び連結財務諸表において101百万円を特別 損失に計上いたします。

のれんに関する一時償却費

当社連結子会社である株式会社富士水産の超過収益力等の減少を勘案し、のれんに関する一時償却費として、連結財務諸表において51百万円を特別損失に計上いたします。

貸倒引当金繰入額

当社における貸付金に関して、連結子会社である株式会社富士水産及び株式会社だいもんへの貸付金に対する回収可能性を勘案し、貸倒引当金繰入額として、個別財務諸表において354百万円を特別損失に計上いたします。

c . 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成23年11月期第2四半期において、特別損失として個別財務諸表では455百万円、連結財務諸表では 152百万円を計上いたします。

#### [平成23年7月15日提出臨時報告書]

#### (1)提出理由

当社の連結子会社である株式会社トドクックは、平成23年7月15日に開催された当社取締役会にて、事業の全部を株式会社万代リテールホールディングスに譲渡することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づき提出するものであります。

#### (2) 報告内容

a . 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社トドクック

住所 大阪市西区北堀江二丁目3番3号

代表者の氏名 代表取締役会長 谷間 真

代表取締役社長 田中 正

b. 当該事業の譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社万代リテールホールディングス

住所 大阪府東大阪市渋川町 3 丁目 9 番25号

代表者の氏名 代表取締役 加藤 徹

資本金 88百万円

事業の内容 有価証券の売買及び各種企業に対する経営指導業

c . 当該事業の譲渡の目的

当社は、本業回帰を柱とした経営計画の見直しに伴い、主力事業である外食事業との相乗効果が薄い当子会社の総菜宅配事業の譲渡を模索しておりました。

今回、関西圏を中心にスーパーマーケット事業を展開し、確固とした地位を持つ本件譲渡先に当子会社の事業の全部を譲渡することにより、今後の当該事業の拡大発展に寄与するものと判断し、事業譲渡を決議いたしました。

d . 当該事業の譲渡契約の内容

### 譲渡対象事業

関西圏における総菜宅配事業(当子会社における事業の全部)

## 事業譲渡の日程

平成23年7月15日 当社及び当子会社における事業譲渡承認の取締役会決議

当子会社における事業譲渡承認の臨時株主総会

事業譲渡契約書締結

平成23年8月1日 事業譲渡日

[平成23年7月15日提出臨時報告書]

#### (1)提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づき提出するものであります。

### (2) 報告内容

a . 当該事象の発生年月日

平成23年7月15日(取締役会決議日)

b. 当該事象の内容

#### 事業整理損

当社連結子会社の株式会社富士水産において、養殖事業からの撤退による事業整理損52百万円を特別損失として計上いたします。

繰延税金資産の取崩し

当期及び今後の業績動向を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討いたしました結果、平成23年11月期第2四半期決算において繰延税金資産を取崩し、法人税等調整額145百万円を計上いたします。

c . 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(個別)

当該事象により、個別財務諸表において法人税等調整額145百万円を計上いたします。

(連結)

当該事象により、平成23年11月期第2四半期連結財務諸表において、特別損失として52百万円、法人税等調整額145百万円を計上いたします。

[平成23年9月29日提出臨時報告書]

## (1)提出理由

当社は、平成23年9月29日開催の取締役会において、平成23年10月1日をもって壇之浦パーキングエリア商業施設(以下、「壇之浦PA」という。)の運営事業を当社100%子会社である株式会社関門福楽館に譲渡することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づき提出するものであります。

### (2) 報告内容

a. 当該事業の譲渡先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会関門福楽館

住所 大阪市西区北堀江二丁目3番3号

代表者の氏名 代表取締役 谷間 真

資本金 30百万円

事業の内容 商業施設の運営

b. 当該事業の譲渡の目的

当社は、主たる事業であるふぐ料理屋を基軸とした事業見直しや組織再編を進めており、その一環として壇之浦PAの運営事業を当社の100%子会社である株式会社関門福楽館に譲渡することと致しました。

c . 当該事業の譲渡契約の内容

譲渡対象事業

当社壇之浦 P A の運営事業

事業譲渡の日程

平成23年9月29日 取締役会決議

平成23年9月29日 事業譲渡契約書締結

平成23年10月1日 事業譲渡日

# 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第22期	自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日	平成23年2月25日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第23期第 3 四半期	自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日	平成23年10月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデーターを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付資料としております。

# 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第六部【特別情報】

# 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 2 月25日

株式会社 関門海

取締役会 御中

# あずさ監査法人

指定社員 土居 正明 EΠ 公認会計士

業務執行社員 指定社員

米沢 顕 EП 公認会計士 業務執行社員

指定社員

公認会計士 西田 順一 印

業務執行社員

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社関門海の平成20年12月 1 日から平成21年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行っ た。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明す ることにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法 人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として 行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連 結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと 判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 関門海及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及び キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関門海の平成21年11月30 日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成す る責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監 査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの 合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評 価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んで いる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社関門海が平成21年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統 制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係 る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>1.</sup>上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社) が別途保管しております。

<sup>2 .</sup> 連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月15日

株式会社関門海 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土居 正明 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年12月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2.</sup> 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 2 月25日

株式会社 関門海

取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 土居 正明 印

業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士 西田 順一 印

業務執行社員

### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 関門海及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及び キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関門海の平成22年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社関門海が平成22年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. 連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月12日

株式会社関門海 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土居 正明 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年12月1日から平成23年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

# 追記情報

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結会計期間末における短期借入金等の 負債が営業活動によるキャッシュ・フローに対して多額の状況にあり、また、当第3四半期連結会計期間末において 517百万円の債務超過となっていることから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、 現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実 性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成され ており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 2.「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成23年9月1日に子会社である株式会社トドクックの総菜宅 配事業を譲渡している。
- 3.「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成23年10月1日に壇之浦パーキングエリア商業施設の運営事業を新設子会社である株式会社関門福楽館に譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成22年 2 月25日

株式会社 関門海

取締役会 御中

# あずさ監査法人

指定社員 土居 正明 印 公認会計士

業務執行社員

指定社員 業務執行社員

米沢 顕 印 公認会計士

指定社員 業務執行社員

公認会計士 西田 順一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社関門海の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法 人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法 人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行わ れ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸 表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断して

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門 海の平成21年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<sup>1.</sup>上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社) が別途保管しております。

<sup>2.</sup>財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成23年 2 月25日

株式会社 関門海

取締役会 御中

# 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 土居 正明 印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 西田 順一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海の平成22年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。